

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税事務
②事務の概要	<p>地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が所有者・納税義務者に対して公正・公平な課税事務を行う。</p> <p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">① 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付事務② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の軽自動車の登録事務③ 軽自動車税の課税及び納税通知書等発送事務④ 軽自動車税減免事務⑤ 調定表、統計資料作成事務⑥ 軽自動車税に関する証明発行事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">① 市税システム(軽自動車税)② 市税システム(税宛名管理)③ 共通基盤システム(庁内連携システム)④ 団体内統合宛名システム⑤ 市税システム(収納管理)⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第9条第1項 別表の24の項・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	理財部 税制課
②所属長の役職名	税制課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 税制課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5
宇都宮市 理財部 税制課
電話番号:028-632-2205

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing the reason for application.

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 星野 英昭	税制課長 加藤 智朗	事後	重要な変更項目でないため
令和1年1月19日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2018/1/1	事後	しいい値判断に変更なし
令和1年1月19日	II しいい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2018/1/1	事後	しいい値判断に変更なし
令和1年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	① 税オンラインシステム(軽自動車税) ② 税共通システム ③ 共通基盤システム(庁内連携システム) ④ 団体内統合宛名システム	① 市税システム(軽自動車税システム) ② 市税システム(税務名管理システム) ③ 共通基盤システム(庁内連携システム) ④ 団体内統合宛名システム ⑤ 市税システム(収納管理システム) ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年1月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車課ファイル	軽自動車税情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	重要な変更
令和1年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	記載なし	番号法第19条第7号 別表第2の27項	事前	重要な変更
令和1年1月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和1年1月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の24の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令等の改正による
令和7年4月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(7の項)	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	法令等の改正による
令和7年4月30日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいい値判断に変更なし
令和7年4月30日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいい値判断に変更なし
令和7年4月30日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年4月30日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人間的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・任意ネット開会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年4月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更